

## 【ドイツ】年金給付水準の維持、高齢者の就労促進等に関する法改正

憲法課 山岡 規雄  
(海外立法情報課在籍時に執筆)

\* 2025年12月、年金給付水準の維持、「母親年金」の拡充、高齢者の就労の促進（「アクティブ年金」の導入等）及び企業年金の拡充を内容とする法改正が行われた。

### 1 年金関連法案可決までの経緯

ドイツでは、公的年金の給付水準について、所得代替率を48%以上とする基準（ドイツでは、この基準を「停止線（Haltelinie）」と呼んでいる。）が2018年の法改正で設けられた<sup>1</sup>。2025年4月のキリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）と社会民主党（SPD）の連立協定では、「停止線」維持のため、2031年まで年金財源を税収で調整する方針が明記された。

2025年10月1日、2031年7月1日までの「停止線」維持等を内容とする法律（以下「年金パッケージ（Rentenpaket）」という<sup>2</sup>。）案及びこれに関連する2つの法律案（「第2次企業年金強化法案」及び「アクティブ年金（Aktivrente）法案」）が連邦議会に提出された。これに対し、CDU/CSUの青年部は、「停止線」が若年層に過重な負担を強いるとし、年金パッケージ案に反対を表明した<sup>3</sup>。しかし、CDU/CSUの執行部は、SPDとの連立維持の観点から、また、年金パッケージ案にはCSUの要望である「母親年金（Mütterrente）」（2（2）参照）の拡充が含まれ、関連する法律案として一括成立を目指しているアクティブ年金法案（2（4）参照）はCDUの要望に基づくという理由から、会派として年金パッケージ案に賛成するよう要請した<sup>4</sup>。青年部所属の連邦議会議員が全員反対した場合、法律案否決のおそれもあったが、執行部の説得が奏功し、同年12月5日の投票の結果、CDU/CSUの反対票は7票にとどまり、出席議員595人中318の賛成票により、年金パッケージ案が可決された<sup>5</sup>。関連する2つの法律案も、連邦議会において同日可決された（同月19日には、連邦参議院を通過）。年金パッケージ<sup>6</sup>及びアクティブ年金法<sup>7</sup>は同月23日に、第2次企業年金強化法<sup>8</sup>は2026年1月21日に公布された。一部の規定を除き、前2者の法律は同月1日に、第2次企業年金強化法は同月22日に施行された。

### 2 改正法の主な内容

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年3月10日である。

<sup>1</sup> 泉真樹子「【ドイツ】法定年金保険の給付改善及び財政安定化に関する法律」『外国の立法』No.279-2, 2019.5, pp. 14-15. <<https://doi.org/10.11501/11281069>>

<sup>2</sup> アクティブ年金法及び第2次企業年金強化法も含めて「年金パッケージ」と呼んでいる場合もある。

<sup>3</sup> 「停止線」維持が2031年までとしても、前年までの給付水準を基礎に次年の年金額を調整する現制度を前提とすると、2031年以降も相当な国庫負担を伴うと批判した。„Ist das gerecht?“ *Süddeutsche Zeitung*, 2025.11.18.

<sup>4</sup> „Projekt Schadensbegrenzung,“ *Süddeutsche Zeitung*, 2025.11.12.

<sup>5</sup> 結果的には、連邦議会の総議員数630の過半数となったが、左派党が棄権したため、青年部全員の反対があったとしても賛成票が相対的に反対票を上回り、法律案を可決することができた。

<sup>6</sup> 法律の正式名称は、次のとおり。Gesetz zur Stabilisierung des Rentenniveaus und zur vollständigen Gleichstellung der Kindererziehungszeiten vom 22. Dezember 2025 (BGBl. I Nr.362)

<sup>7</sup> Gesetz zur steuerlichen Förderung von Arbeitnehmerinnen und Arbeitnehmern im Rentenalter (Aktivrentengesetz) vom 22. Dezember 2025 (BGBl. I Nr.361)

<sup>8</sup> Zweites Gesetz zur Stärkung der betrieblichen Altersversorgung und zur Änderung anderer Gesetze (Zweites Betriebsrentenstärkungsgesetz) vom 16. Januar 2026 (BGBl. I Nr.14)

年金パッケージは主に社会法典第 6 編を改正する法律（主な改正内容は（1）～（3））であり、アクティブ年金法は所得税法など 3 本の法令を改正する法律（主な改正内容は（4））、第 2 次企業年金強化法は企業年金法など 16 本の法令を改正する法律である（主な改正内容は（5））。

#### （1）年金給付水準の維持

所得代替率 48%以上という年金給付水準が保証される期限を「2025 年 7 月 1 日まで」から「2031 年 7 月 1 日まで」に変更した（社会法典第 6 編第 255e 条ほか）<sup>9</sup>。

#### （2）「母親年金」の拡充

ドイツの公的年金制度には、子の養育期間について保険料を払っているものとみなし、1 年につき 1 ポイントを養育する親の個人報酬点数として加算する仕組み（母親に限定するものではないが、一般に「母親年金」と呼ばれている。）がある<sup>10</sup>。従来は、子の生年によって加算期間を区別していたが、今回の改正により、この区別が撤廃され、1992 年より前に生まれた子について 2 年半の加算としていたところ、同年以降に生まれた子と同様に 3 年の加算とした（社会法典第 6 編第 249 条。この規定の最終的な施行日は 2028 年 1 月 1 日である。）。

#### （3）公的年金受給開始年齢に達した労働者の有期労働契約の規制緩和

ドイツでは無期の労働契約が原則とされ、有期契約には様々な規制が課せられており、労働者が従前の雇用に引き続き同一雇用主と新たに有期契約を締結することが原則として禁止されていた<sup>11</sup>。今回の改正で、同一雇用主との有期契約の期間を総計 8 年以内とする等の条件の下、公的年金受給開始年齢に達している労働者を禁止の対象外とした（社会法典第 6 編第 41 条）。

#### （4）「アクティブ年金」の導入

高齢者の就労促進を目的とした「アクティブ年金」と呼ばれる制度を導入した。公的年金の受給者（官吏及び自営業者を除く。）が得た報酬について、月額 2,000 ユーロ<sup>12</sup>までを非課税とすることを新たに規定した（所得税法第 3 条第 21 号）。

#### （5）企業年金の拡充

ドイツでは公的年金を補完するものとして、公的な助成を伴う任意加入の企業年金が導入されている。近年低迷している加入率の向上を目的とし、労働協約に基づく企業年金制度<sup>13</sup>への協約外企業の加入の要件緩和（企業年金法第 24 条）、課税優遇措置の対象となる低所得従業員の範囲の拡大（所得税法第 100 条第 3 条第 3 号）等の改正が行われた。

<sup>9</sup> 今回の法改正では、この「停止線」維持が批判の主な対象となったため、2025 年 11 月 27 日における与党間協議では、これに配慮し、抜本的な年金改革を検討する専門家委員会の設置や当該委員会の検討テーマに言及する附帯決議を行うという方針が示された。„Koalition hält an Rentenpaket fest,“ *Süddeutsche Zeitung*, 2025.11.29/30. 左派党による棄権の方針の表明等を受け、法案可決の見込みが立ったこともあり、連邦議会における附帯決議は行われなかったが、同年 12 月 17 日、政府は専門家委員会を設置した。当該委員会の検討テーマとして、公的年金受給開始年齢（現在は、段階的に引上げ中。1964 年生まれからは 67 歳）の更なる引上げなどが予想されている。検討結果は、2026 年半ばまでに公表される。„Arbeit an der Rentenagenda 2040,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2025.12.15.

<sup>10</sup> ドイツの公的年金保険は、被用者を被保険者とすることを基本としているため、稼得活動を行っていない者には制度の加入義務がない。年金月額、個人報酬点数、年金種別係数、年金現在価値の 3 つの数値を乗じて決定される。被用者の個人報酬点数は、各暦年に被保険者が得た報酬額を当該期間の全被保険者の平均報酬額で除することで算出される。したがって、平均報酬額を得ている場合には 1 年で 1 ポイントとなる。渡邊絹子「ドイツの年金制度」『年金と経済』43 巻 2 号, 2024.7, pp.77-78.

<sup>11</sup> パートタイム労働・有期労働契約法（Teilzeit- und Befristungsgesetz vom 21. Dezember 2000 (BGBl. I S.1966), das zuletzt durch Artikel 7 des Gesetzes vom 20. Juli 2022 (BGBl. I S.1174) geändert worden ist）第 14 条第 2 項。

<sup>12</sup> 1 ユーロは、約 184 円（令和 8 年 3 月分報告省令レート）。

<sup>13</sup> 労働協約に基づいて労使共同で企業年金運営のための組織を設立する仕組みであり、2018 年の改革で導入された。横井正信「メルケル政権における年金政策の転換(II)」『福井大学教育・人文社会系部門紀要』2 号, 2018, p.119.